

## 宗教法人氷川神社など5団体

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

##### (1) 監査対象団体

今回の監査は、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱（平成13年3月14日付教育長決定）に基づき補助金を交付している団体のうち、表1の団体に対して実施した。

(表1) 監査対象団体

団 体 名
宗教法人明治神宮
宗教法人浄真寺
宗教法人氷川神社
宗教法人浅草寺
株式会社西武プロパティーズ

##### (2) 監査対象局

教育庁

#### 2 団体の概要

今回、監査対象とした宗教法人氷川神社など5団体は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「条例」という。）の定めるところにより、国又は都から指定を受けた文化財の所有者として文化財の保存・管理を行っている。

#### 3 都との関係

##### (1) 補助金の交付目的

国及び都は、法及び条例に基づき表2のとおり文化財を指定し、その保存・活用を図っている。

都は、都内に所在する国及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財所有者等に対して、有形文化財の修理・復元工事、防災工事、無形文化財の伝承者養成事業等、多額の経費を要するものに、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付している。

なお、今回監査対象とした指定文化財は表3のとおりである。

(表2) 都内に所在する指定文化財について

(国：平成28年8月1日現在、都：平成28年4月1日現在)

(単位：件)

文化財の種類	指定区分	指定者	件数	概要
有形文化財	国宝・重要文化財	国	2,759	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
	有形文化財	都	336	
無形文化財	重要無形文化財	国	49	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
	無形文化財	都	7	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	国	8	衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋その他の有形の所産で国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
	有形民俗文化財	都	17	
	重要無形民俗文化財	国	6	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の所産で国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
	無形民俗文化財	都	58	
記念物	特別史跡・史跡	国	46	貝塚、古墳、旧宅その他の遺跡で、歴史の正しい理解のために欠くことができず、その遺構が比較的良好に原形を保っているもので歴史上又は学術上価値のあるもの
	史跡	都	105	
	旧跡	都	222	史跡に準ずるもので、歴史の正しい理解のために欠くことができず、その遺跡に歴史的価値の痕跡が残っているもの若しくは旧態を推定し得るもの又は墓石、石碑その他歴史的価値のある記念物
	特別名勝・名勝	国	11	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
	名勝	都	11	
	特別天然記念物・天然記念物	国	15	動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの
	天然記念物	都	63	
合計		国	2,894	
		都	819	

(表3) 監査対象文化財について

団体名	文化財の名称	指定区分	指定者	指 定 年月日	文化財の所在地
明治神宮	聖徳記念絵画館	重要文化財 (建造物)	国	平成 23. 6. 20	新宿区霞ヶ丘町 1 - 1
	明治神宮宝物殿	重要文化財 (建造物)	国	平成 23. 6. 20	渋谷区代々木神園町 1 - 1
浄眞寺	木造阿弥陀如来 (九品) 坐像・木造釈迦如来坐像	有形文化財 (彫刻)	都	昭和 38. 3. 19	世田谷区奥沢 7 - 4 1 - 3
氷川神社	氷川神社社殿	有形文化財 (建造物)	都	昭和 27. 11. 3	港区赤坂 6 - 1 0 - 1 2
浅草寺	伝法院庭園	名勝	国	平成 23. 9. 21	台東区浅草 2 丁目
	浅草寺伝法院	重要文化財 (建造物)	国	平成 27. 7. 8	台東区浅草 2 - 4 9
	戸田茂睡墓	旧跡	都	昭和 30. 3. 28	台東区浅草 2 - 3 - 1
西武プロパ ティーズ	旧李王家東京邸	有形文化財 (建造物)	都	平成 23. 6. 9	千代田区紀尾井町 1 - 2

(2) 補助金交付状況

補助金の交付状況は表4のとおり、今回監査対象とした団体別補助金交付状況は表5のとおりである。

(表4) 補助金交付状況

(単位：件、千円)

分類	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国指定文化財	54	318,906	50	253,532	51	389,860
都指定文化財	31	144,949	47	255,934	40	320,311
合計	85	463,855	97	509,466	91	710,171

(表5) 団体別補助金交付状況

(単位：千円)

団体名	補助対象事業名	分類	補助金額		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
明治神宮	聖徳記念絵画館建造物防災施設等事業	国指定	10,767	-	-
	聖徳記念絵画館文化財建造物等活用地域活性化事業	国指定	-	1,026	1,296
	聖徳記念絵画館建造物保存修理事業	国指定	-	19,502	-
	明治神宮宝物殿中倉外5棟耐震対策事業	国指定	-	-	6,291
	明治神宮宝物殿中倉近代化遺産等重点保存修理事業	国指定	-	-	1,215
浄真寺	木造阿弥陀如来(九品)坐像修理事業	都指定	-	7,762	15,171
氷川神社	氷川神社社殿修理事業	都指定	-	28,080	50,690
浅草寺	伝法院庭園歴史生き生き史跡等総合活用整備事業	国指定	-	10,460	20,939
	浅草寺伝法院客殿ほか5棟建造物防災施設等事業	国指定	-	-	1,074
	戸田茂睡墓修理事業	都指定	-	637	-
西武プロパティーズ	旧李王家東京邸修理事業	都指定	5,433	50,000	50,000
合計			16,200	117,467	146,676

### (3) 補助金の算定方法

#### ア 国指定文化財

都の補助金額は、国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日付文化庁長官裁定）等に基づき国庫補助事業として交付決定された事業について、国庫補助対象経費から国庫補助額を差し引いた残余の補助対象経費に国の補助率と同率を乗じて算定する。

ただし、国庫補助金で最高限度額（率）等を定めている場合には、決められた限度額（率）を超えない範囲とする。

#### イ 都指定文化財

要綱で定める補助対象経費に補助率を乗じて算定する。

補助率は50%で、補助事業者が区市町村又は営利法人以外の者である場合には、表6により算出した補助事業の事業規模指数に応じて、5～35%の補助率の加算を行うことができる。

(表6) 事業規模指数の算出方法

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{補助事業の施工年度数}}{\text{補助事業者の財政規模 (注)}}$$

(注) 保存事業計画書を都が収受した日の属する会計年度の、前々年度以前3会計年度の決算の収入額の平均額により算出する。

## 第3 監査の範囲及び実地監査期間

### 1 監査の範囲

平成26年度（平成26.4.1～平成27.3.31）及び平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）の補助対象事業について実施した。

### 2 実地監査期間

(1) 教育庁 平成28年11月9日及び同月29日

(2) 団体 平成28年11月14日から同月24日まで  
団体別実地監査期間は表7のとおりである。

(表7) 団体別実地監査期間

団体名	実地監査期間
宗教法人明治神宮	平成28年11月14日
宗教法人浄眞寺	平成28年11月16日
宗教法人氷川神社	平成28年11月17日
宗教法人浅草寺	平成28年11月22日
株式会社西武プロパティーズ	平成28年11月24日

## 第4 監査の結果

### 1 補助対象事業の執行について

各団体が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

### 2 指摘事項

#### (1) 団体

##### ア 補助事業に係る関係書類を適切に整理保管すべきもの

東京都文化財保存事業費補助金交付要綱（平成13年3月14日付教育長決定。以下「要綱」という。）によると、「補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業の属する都の会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。」とされている。

宗教法人氷川神社において、平成26年度及び平成27年度の補助事業である社殿修理工事に係る関係書類を確認したところ、平成26年12月及び平成27年6月の社務所の建替え工事に伴い関係書類を紛失しており、工事契約の見積書、注文書、注文請書、請求書、領収書等の原本を確認することができなかった。

宗教法人氷川神社は、要綱に基づき、補助事業に係る関係書類を適切に整理保管されたい。

(宗教法人氷川神社)

第5 補助対象事業の概要

1 団体別補助対象事業

今回、監査対象とした団体が実施した補助対象事業は表8のとおりである。

(表8) 補助対象事業一覧

(単位：千円)

団体名	補助対象事業名 【指定区分】	事業 期間 (年度)	都補助金 算定方法 (補助対象経費×補助率)	負担 区分	実 績 額		
					平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
明 治 神 宮	聖徳記念絵画館 建造物防災施設等 事業【国】	25	(総事業費 －国庫補助金額 <sup>※1</sup> ) × 50%	総事業費	43,071	-	-
				国	21,535	-	-
				都	10,767	-	-
				団体	10,769	-	-
	聖徳記念絵画館 文化財建造物等活用 地域活性化事業【国】 (保存活用計画策定)	26 ～ 27		総事業費	-	4,104	5,184
				国	-	2,052	2,592
				都	-	1,026	1,296
				団体	-	1,026	1,296
	聖徳記念絵画館 建造物保存修理事業 【国】	26		総事業費	-	78,008	-
				国	-	39,004	-
				都	-	19,502	-
				団体	-	19,502	-
	明治神宮宝物殿 中倉外5棟 耐震対策事業【国】	27 ～ 28		総事業費	-	-	25,164
				国	-	-	12,582
				都	-	-	6,291
				団体	-	-	6,291
明治神宮宝物殿 中倉近代化遺産等 重点保存修理事業 【国】	27 ～ 28	総事業費	-	-	4,860		
		国	-	-	2,430		
		都	-	-	1,215		
		団体	-	-	1,215		
浄眞寺	木造阿弥陀如来 (九品)坐像修理事業 【都】	26 ～ 27	総事業費	-	14,114	27,584	
			都	-	7,762	15,171	
			その他	-	600	-	
			団体	-	5,752	12,413	
氷 川 神 社	氷川神社社殿 修理事業【都】	26 ～ 28	総事業費	-	43,200	77,986	
			都	-	28,080	50,690	
			団体	-	15,120	27,296	

団体名	補助対象事業名 【指定区分】	事業 期間 (年度)	都補助金 算定方法 (補助対象経費×補助率)	負担 区分	実 績 額		
					平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
浅草寺	伝法院庭園 歴史活き活き史跡等 総合活用整備事業 【国】 (庭園の整備)	26 ～ 28	(総事業費 －国庫補助金額 <sup>※1</sup> ) × 50%	総事業費	-	41,841	83,756
				国	-	20,920	41,878
				都	-	10,460	20,939
				区	-	5,230	10,469
				団体	-	5,231	10,470
	浅草寺伝法院客殿 ほか5棟建造物 防災施設等事業 【国】	27		総事業費	-	-	4,298
				国	-	-	2,149
				都	-	-	1,074
				区	-	-	537
	戸田茂睡墓修理事業 【都】	26		総事業費	-	1,274	-
				都	-	637	-
				区	-	318	-
団体				-	319	-	
西武プロパティーズ	旧李王家東京邸 修理事業【都】	25 ～ 27	総事業費 × 50%	総事業費	10,867	101,941	120,445
				都	5,433	※ <sup>3</sup> 50,000	※ <sup>3</sup> 50,000
				団体	5,434	51,941	70,445

※1 国庫補助金額は、総事業費に国庫補助率（50%）を乗じて算出している。

※2 要綱に基づき、補助率を加算している（加算率：浄真寺 5%・氷川神社 15%）。

※3 補助対象となる総事業費を 100,000 千円として補助金額を算出している。